**2015年12月9日**

**品川・生活者ネットワーク**

**田中さやか**

**2015第四回定例会　第９０号議案　反対討論**

品川・生活者ネットワークを代表して第90号議案「品川区立学校設置条例の一部を改正する条例」に反対する立場で討論を行います。

第90号議案は学校教育法の一部を改正する法律の施行による学校教育法の改正を踏まえ、品川区立義務教育学校を新たに設置するとともに、「小中一貫校」を称する小学校６校、中学校６校を廃止するものです。

生活者ネットワークは住民こそが主権者としてまちの大事なことを決めることをめざし、一貫して、市民への情報開示と決定への参画を求めてきました。しかし今回この条例にかかわる内容についても、住民にとっては唐突感がぬぐえません。

学校の改廃という住民に最も身近な問題が、住民に事前に十分な説明のないまま、進められる行政の姿勢を改めることを求めます。

その上で以下3点反対の理由を述べます。

1点目は

なぜ、今義務教育学校に変更する必要があるのか。

区長によって提出された第90号議案の説明によれば「学校教育法が改正され、義務教育学校が設けられることから、小中一貫校6校を義務教育学校として位置付ける必要がある」と記されています。しかし「学校教育法等の一部改正する法律」第38条ただし書きでは『教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもってこれに代えることができる』とあり、市区町村の小学校・中学校の設置義務を、義務教育学校に置き換えることもできるという規定にすぎず、法が変わったから変更するという理由は成り立ちません。

2点目は小中一貫教育の検証が不十分なことです。小中一貫教育、施設一体型一貫校が10年経過してきたからこそ、当事者や地域に広く聞きとり、客観的な検証を行なうことを生活者ネットワークは求めてきました。しかしそれが不足したまま現状に至っています。

また2014年から始まっている小中一貫教育推進委員会の議論でも、「小中一貫教育要領で全区的に展開している小中一貫教育が一体型と分離型の学校では課題がある」という議論があります。

また文教委員会の中でも、指導課長は「品川区の状況として、小学校と中学校の学区域がすっきりしていない部分があって、1つの小学校が２つの中学校に行くような状況がある」という認識をしめされ、分離型の小中連携の課題を認めています。

一体型と分離型の課題も整理されないまま、今回の条例が出されています。小中一体型一貫校を義務教育学校にするが、分離型をどうするのかという事は後回しとされ、方向性も示されていません。庶務課長は今後の義務教育学校について、「今回の法改正という事もありまして、6校でとどめるという考えではなく、広げて行く考えは、現在あります」と答弁しています。品川区全体の教育環境の方向性も示されず、なし崩し的に義務教育学校の設置が広がっていくことを強く危惧します。

最後に品川区として、行政、教育委員会、議会の説明責任についてです。

連合町会長やPTA連合会では説明をされたとのことです。しかし10月初めに連合町会長に個別に説明をされましたが、町会長に説明することはお願いしていません。もし町会長に説明がされたとしても、町会長が町民にまで説明することを求めるのは負担が多すぎます。

PTAについても同様なことがいえます。

また同窓会については一切説明がされていません。卒業生にとっては、母校が無くなるということであり、その方たちへの配慮はあってしかるべきです。これらのことを合わせて考えれば、説明が十分であったとは判断できません。

以上の理由により第90号議案に反対を表明します。

また第89号議案「品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例」、第91号議案「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」、第92号議案「品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」、第93号議案「品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例」については、評価できる項目もありますが、第90号議案の義務教育学校設置が前提になっていることを理由に反対します。